

請願・陳情の取扱いについて

十日町市議会事務局

当市議会における請願・陳情の取扱いについて、次のとおりお知らせいたします。

1 提出期限

請願の提出期限は、定例会開会日（初日）10日前の正午です。提出期限については、議会事務局へお問い合わせください。

なお、陳情については、代表者の住所地が市内の場合、その写しを全議員に配布する取扱いとしております。

2 書式

請願・陳情の書式につきましては、別添の様式例をご参照願います。

3 請願に関する留意事項

請願には1人以上の紹介議員が必要です。また次の点にご留意願います。

- (1) 請願書には請願者及び紹介議員の「署名」又は「記名押印」が必要です。
- (2) 議長、副議長並びに所管となる常任委員会の委員長及び副委員長は、公正な審査を行うという観点から、紹介議員にならない取扱いとしております。

4 陳情に関する留意事項

陳情には紹介議員は不要ですが、次の点にご留意願います。

- (1) 市内外を問わず、郵送による陳情については議長預かりとして議会に上程しない取扱いとしております。
- (2) 持参された陳情のうち、代表者の住所地が市内である陳情については、その写しを全議員に配布します。

5 その他の留意事項

- (1) 意見書の提出を求める場合は、意見書の案文をあわせて提出願います。
- (2) その他不明な点や詳細につきましては、議会事務局までお問い合わせ願います。

十日町市議会事務局

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電話：025-757-3119（直通） Fax：025-757-5999